

秋田県教育旅行受入コンテンツ整備事業業務委託仕様書

1 目的

新学習指導要領の実施により、探求学習やSDGsの視点が重視され、全国的に教育旅行の実施方面が大きく変化している状況を踏まえ、これらの新たな教育ニーズを確実に捉えることが重要となる。そのため、本事業では、その傾向が顕著な首都圏の教職員等を招聘し、新たな市場の開拓とコンテンツの課題を把握するとともに、その結果に基づいた県内コンテンツのブラッシュアップを通じて、本県の体験学習を充実させることを目的とする。

2 契約期間

契約締結の日から令和8年3月27日まで

3 業務内容

(1) 教職員招聘等ツアー

- ・主に首都圏の中学校の教育担当教員等、本県への教育旅行の実施に関心を持つ関係者を招聘し、本県の魅力を活かした教育旅行コースを設定の上、体験ツアーを実施すること。
- ・実施にあたっては下記のとおりとし、SDGsに関連するコンテンツを含んだ内容とすること。
 - (ア) 招聘人数
5名程度
 - (イ) 招聘対象地域
原則埼玉県、東京都、神奈川県（さいたま市の学校を必ず1校は含めること）
 - (ウ) 対象校種
関東圏：公立・私立の中学校（教育委員会含む）等
 - (エ) 招聘時期
令和7年7月～10月までの間に実施すること
 - (オ) 日程
2泊3日
- ・整備が進められている洋上風力発電施設を柱とした、環境教育に重点を置いた行程とすること。
- ・上記に加え、受託者側で秋田県（産業観光、独自の伝統文化・自然等）を売り込みやすいと思われる校種・地域があれば提案すること。
- ・招聘事業における最終的な行程や視察するコンテンツ等は提案内容を踏まえ、受託者決定後に、県と協議の上決定すること。
- ・招聘ツアー後にアンケート調査を実施し、今後、本県への誘致を図るうえでの課題等を分析し、レポートにまとめて報告すること。
- ・アンケートの調査内容は受託者側の知見から適切だと思われる事項を提案すること。
- ・(1)のアンケート結果等も踏まえ、県内教育旅行受入施設等を対象に、学習テーマ及びSDGsの理解を深めることを目的とするブラッシュアップを実施すること。
 - ブラッシュアップの手法は、県内教育旅行受入施設等を対象としたワークショップやセミナー等の手法を想定しているが、具体的な方法を提案すること。なお、対象は令和6年度に開催したセミナーの案内を行った施設及び市町村や県の担当機関を想定しているが、提案内容を踏まえて決定することとする。
- ・ブラッシュアップには可能な限り次の要素を盛り込み、このほかに必要だと思われる事項が

あれば提案すること。

(ア) 教育旅行の受入に必要な学習内容の設定

(イ) 事前事後学習の内容設定

(ウ) 想定ターゲットの設定

(エ) 受入に対する課題の洗い出しと対応策

- ・ブラッシュアップした内容を、受入施設側が教育旅行コンテンツとして提案・提供できるようにフォローすること。具体的には、「秋田県教育旅行プログラムシート」および「秋田県教育旅行セールスシート」の内容の更新を想定している。

ブラッシュアップしたコンテンツについては、受託者のネットワーク等を活用し、旅行会社から学校に対して提案してもらえるように最大限努めること。具体的な方法については提案すること。

※「秋田県教育旅行プログラムシート」および「秋田県教育旅行セールスシート」は「秋田県教育旅行ポータルサイト」からダウンロードすること。

(2) その他、受託者側からの企画提案及び協議の上で定める業務

- ・その他、本業務に関して、提案があれば記載すること。

4 契約に関する条件等

(1) 打合せについて

- ・受託者は、本県が求める随時の打合せに対し、速やかに応じられる体制を整えることとし、本県の事務所（誘客推進課内）又はオンラインで実施する。

(2) 再委託等について

- ・受託者は、本業務のすべてを第三者に再委託し、または、請け負わせてはならない。
- ・受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、体系図及び工程表を事前に書面にて提出して本県の承認を得るものとする。
- ・受託者は、上記により再委託する場合には、秋田県内に主たる営業所等を有するものの中から再委託先の相手方を選定するよう努めること。

(3) 業務の履行に関する措置

- ・本県は本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- ・受託者は上記の要求があったときは当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で提出しなければならない。

(4) 権利の帰属等

- ・本契約にかかる制作物の著作権は全て本県に帰属することとし、本県は二次使用を含むあらゆる使用について受託者の許可を得ることなく、自由に使用ができるものとする。

(5) 機密の保持

- ・受託者は本業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い目的外的利用、第三者に開示、漏えいしてはならず、契約終了後も同様とする。

(6) 関係法令の遵守

- ・受託者は本業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守するものとする。

(7) その他

この仕様書に定めのない事項については、協議の上、決定するものとする。